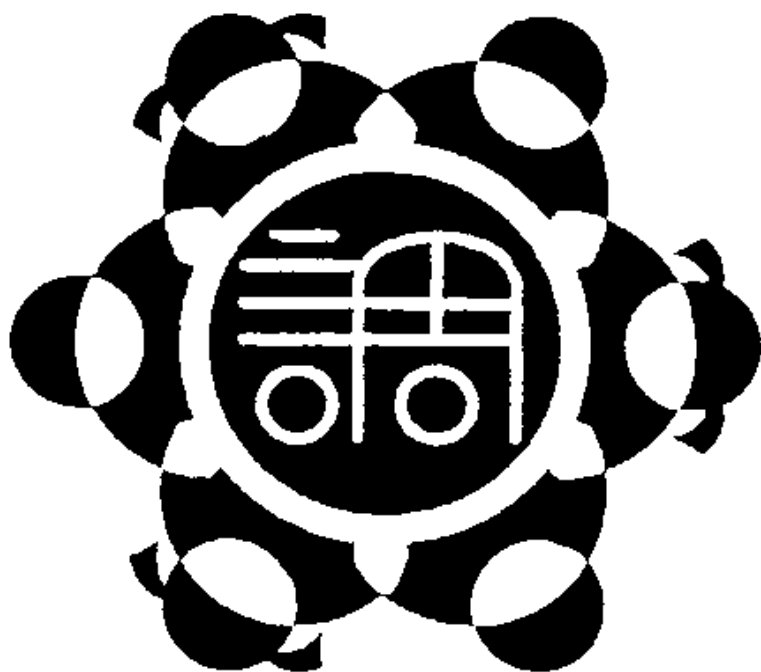


六年間保管

P T A しおり

令和 7 年度改訂版



調布市立調和小学校

〒182-0006 東京都調布市西つつじヶ丘4-22-6

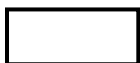
TEL 042-485-4818

*****はじめに*****

この会は、PTA概念および教育基本法の理念に基づき、学校と家庭と地域とが力を合わせて、子ども達が心身ともに健やかに育つことを願って活動していくことを目的としています。

この規約は必ず保管してください。

規約は簡潔な形をとり、実際に活動するのに必要になる細かい取り決めは細則という形で表されています。規約と細則は合わせて見ていきますので、紙面は分かれています。

規約は  で囲ってあり、その下の部分が細則です。

***** 目 次 *****

調布市立調和小学校PTA規約・細則	1
調布市立調和小学校PTA慶弔規定	6
調布市立調和小学校PTA組織図	7
委員の仕事の分担表	8
活動の手引き	9
関連団体（P連・調布市健全育成推進地区委員会）について	15
PTA概念と教育基本法	16

調布市立調和小学校 PTA 規約

調布市立調和小学校 PTA 細則

① 名称及び事務所

この会は、調布市立調和小学校 PTA といい、事務所を調和小学校に置く。

② 目的及び活動

1. この会は学校と家庭と地域とがお互いに協力して、児童の幸福な成長をはかることを目的とする。
 - ◇ 児童や会員の願いを受け止め、その実現に努める。
 - ◇ 会員相互の理解を深め、教養を高める。
 - ◇ 調和小学校と関わりのある他の団体と協力する。
2. この会は、政治活動、宗教活動及び営利活動を行わない。
3. 学校の管理や教職員の人事には干渉しない。

- ◆ 児童や会員の質問や要望の解決に努める。
- ◆ 親睦会、サークル活動、講演会、及びスポーツ大会などに参加・協力することにより、会員相互の交流をはかる。

③ 会員

この会の会員は、調和小学校に在籍する児童の保護者と教職員とする。

- ◇ 会員は、平等な権利と義務を持ち、全ての会議を傍聴できる。
- ◇ 会員は、会費を納める。

- ◆ 会員は、事情によって、会費の減免を受けることができる。
また、教職員は免除する。
- ◆ 会員は、PTA 保険に加入する。

この細則は、令和 7 年 2 月に改正。

④ 会費

この会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入によってこれにあてる。

- ◇ 会費は、一世帯につき保険料込みで年額 1600 円とする。
- ◇ 経理は総会において議決された予算に基づいて行われる。
- ◇ 決算は、会計監査を経て総会で報告し、承認を得る。
- ◇ 会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

- ◆ 会費の集金は、1 学期中（5 月～6 月頃）に年額を一括集金する。
- ◆ 転入・転出者については、学期ごとの集金・清算とする。
各学期は終業式時点で終わるものとみなす。
（例：夏休みは 2 学期として扱う）
- ◆ 転入の場合の集金額は以下の通り
1 学期：1,500 円 2 学期：1,000 円 3 学期：500 円
- ◆ 転出の場合は、会員自らが役員または学級委員に申告することで、以下の金額の返金を受けることができる。
1 学期：1,000 円 2 学期：500 円 3 学期：0 円
- ◆ 予算は、前年度の会計を中心に、当年度の活動方針を考慮の上、新旧役員会議により予算案をたて、総会にて承認を受ける。

この細則は、令和 3 年 6 月に改正。

この細則は、令和 5 年 2 月に改正。

⑤ 役員及び役員会

1. この会に次の役員をおく。

- 会長
- 副会長（教職員 1 名を含む）
- 書記
- 会計
- 校外
- 庶務

◇ 役員は、選出後に総会で承認される。

◇ 役員の任期は 1 年とする。同じ役職については 1 年に限り再任できる。

2. 役員会は、役員全体にて構成される。

◇ PTA の目的を達成するために、各種の活動を企画・立案し、運営委員会に提案する。

- ◆ 役員の主な仕事は、以下のとおりとする。
 - ・ 総会・役員会・運営委員会を運営する。
 - ・ 行事別当番及び校外行事の窓口を、分担または担当をする。
 - ・ 役員選出委員候補となる。(規約⑨を参照)
 - ・ 年度途中で欠員があった場合は、役員会内で話し合う。
- ◆ 各役員の仕事内容
 - ・ 詳細については、『活動の手引き』をご確認ください。

この細則は、平成 30 年 5 月に改正。

この細則は、令和 4 年 3 月に改正。

この細則は、令和 5 年 2 月に改正。

この細則は、令和 7 年 2 月に改正。

⑥ 委員

この会に次の委員をおく。

学級委員・・・・・・各学級より 2 名以上選出し、その任期は 1 年とする。

会計監査委員・・・・総会で会員より 2 名選出し、その任期は 1 年とする。

又、この会の他の役員・委員を兼任できない。

広報委員・特別委員・運営委員会が必要と認めた時、広報委員会・特別委員会を設けることができる。

- ◆ 学級委員の主な仕事は以下のとおりとする。
 - ・ クラスの親睦をはかる。
 - ・ 必要に応じて、学年委員会を開く。
 - ・ 運営委員会へ出席する。
 - ・ PTA 会費の集金をする。
 - ・ クラス内の転出入、保険、慶弔費等を会計に連絡する。
 - ・ 会長・副会長の選出委員候補となる。(規約⑨を参照)
 - ・ 行事別当番及び校外行事の窓口を分担または担当をする。
 - ・ その他
- ◆ 会計監査委員は、この会の経理が適正に行われているかを監査し、総会で報告する。
 - ・ その選出方法は総会で立候補を募るが、ない場合には、前年度の会計または適任者が推薦される。

この細則は、平成 28 年 3 月に改正。

この細則は、令和 7 年 2 月に改正。

⑦ 総会

総会は、全会員で構成し、この会の最高議決機関であり、次の通り運営される。

- ◇ 定期総会は、毎年度当初に開く。
- ◇ 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、もしくは会員の3分の1以上の要求があったときに開く。
- ◇ 総会は、会員の2分の1以上(委任状提出者を含む)の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数で決する。

◆ 定期総会では、以下の事項の審議と承認、及び議決を行う。

- ・ 役員及び会計監査委員
- ・ 決算報告及び予算案
- ・ 活動報告及び活動計画
- ・ その他

◆ 議決権は一世帯につき一票とする。

⑧ 運営委員会

運営委員会は、次の委員にて構成される。

- ・ 役員
- ・ 学級委員
- ・ わんぱくおやじ倶楽部の代表
- ・ ココイケサポーターズの代表
- ・ PTA サークルの代表
- ・ 広報委員長
- ・ 特別委員会各代表
- ・ 学校長

◇ 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、各学期1回以上開催。

◇ 委員の現在数の2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数で決する。

◇ 運営委員会を構成する各委員は、他の運営委員を兼任することができない。

◆ 運営委員会の活動は以下のとおり。

- ・ 学年及び学級の提案や意見を検討し、活動に反映させる。
- ・ 役員会の提案を審議し、活動を決定・推進する。

◆ レジュメなどの書面による確認も出席に含めることとする。

◆ 紙またはオンラインによる意思表示も議決として有効とする。

この細則は、令和3年6月に改正。

この細則は、令和5年2月に改正。

⑨ 役員選出委員

役員選出委員は、役員と学級委員の中から選出し、その任期は各役員の候補者が決まるまでとする。

◆ 会長・副会長および各役員の選出については、以下のとおり。

- ・ 役員選出委員は、役員と学級委員の中から運営委員会で選出される。
- ・ 各役職に必要な人数に応じた候補者を選出し、本人に交渉し内諾を得る。
- ・ 候補者の選出方法については、役員選出委員会に一任する。
- ・ 立候補または推薦などにより選出が出来なかった場合は、クラス毎の保護者会にて選出をする。

この細則は、令和 5 年 2 月に改正。

⑩ PTA サークル・わんぱくおやじ倶楽部・ココイケサポーターズ

1. 会員は、この会の目的に添った PTA サークルをつくり、活動することができる。
◇PTA サークル部長会の代表者 1 名は他の役員・委員を兼任できない。
2. わんぱくおやじ倶楽部は、PTA 父親会員の参加希望者で構成する。
◇わんぱくおやじ倶楽部の代表者 1 名は他の役員・委員を兼任できない。
3. ココイケサポーターズは、PTA 会員と在校生、及び有志により構成される。
◇ココイケサポーターズの活動方針は次の通り。
 - ・ 調和小学校にあるココイケの維持管理に努める。
 - ・ 野川を通じて環境問題を考え、学習する機会を与える。◇ココイケサポーターズの代表者 1 名は他の役員・委員を兼任できない。

◆ PTA サークル新規設立は、現 PTA 会員が 5 名以上であること、また、学校施設を利用して活動することを条件とし、PTA 会員であれば、誰でも加入できる。尚、新規設立の場合は、運営委員会での承認を必要とする。

◆ PTA サークル部長会を必要に応じて開く。

◆ PTA サークルの代表者が運営委員会に出席する。

◆ わんぱくおやじ倶楽部の代表者 1 名が運営委員会に出席する。

◆ ココイケサポーターズの代表者 1 名が運営委員会に出席する。

この細則は、令和 5 年 2 月に改正。

⑪ 改定

1. この規約の改定は総会で行う。
2. この会の運営に必要な細則の変更は、運営委員会で行う。

⑫ その他

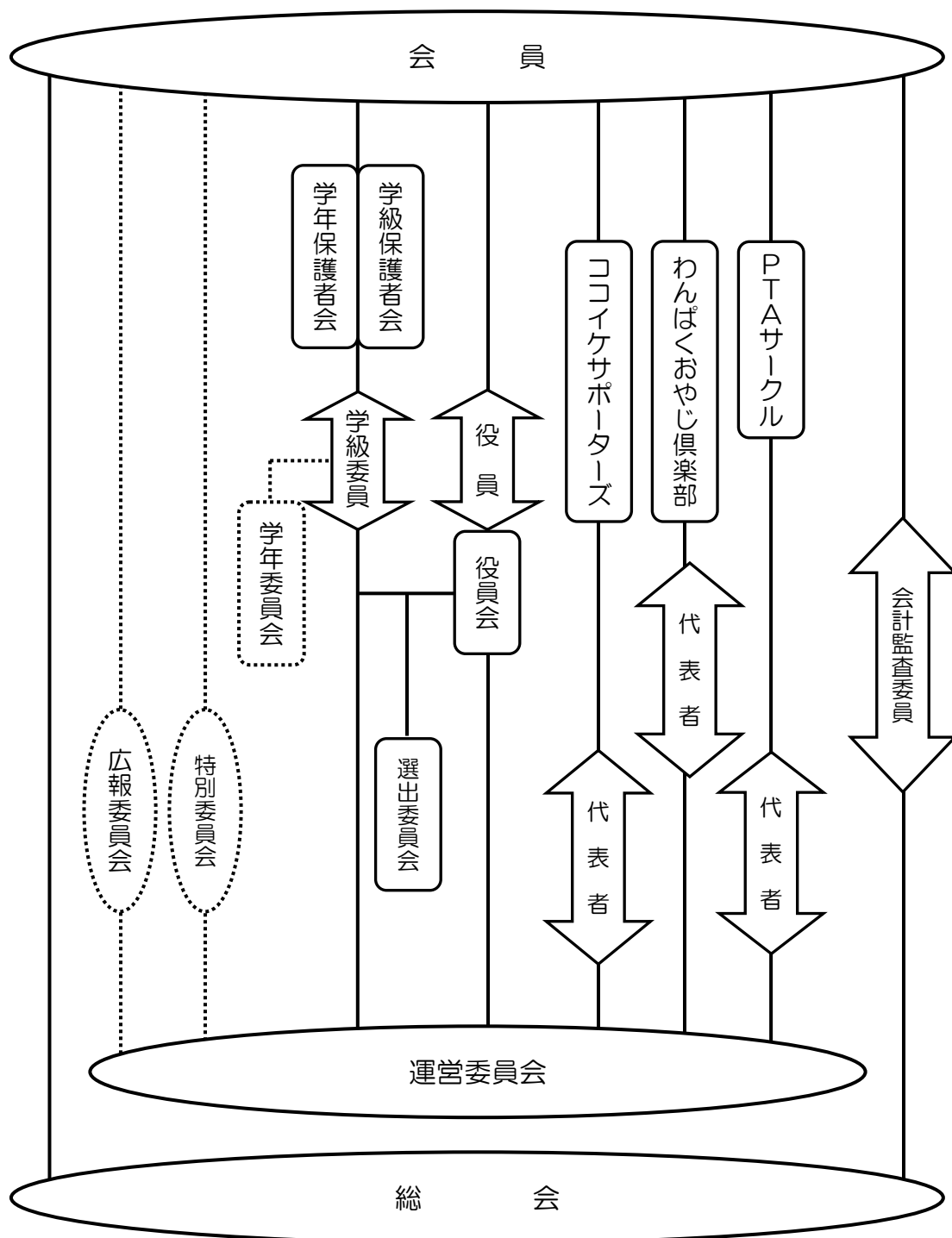
1. 慶弔については、別に定める。
2. この規約は、平成 16 年 4 月 24 日から実施する。

調布市立調和小学校 PTA 慶弔規定

- ① 会員あるいは在籍児童死亡の場合は、五千円をおくる。
- ② この規定の変更は、運営委員会で行う。
- ③ この規定は、平成 11 年 4 月 1 日より実施する。

この規定は、平成 22 年 5 月 6 日に改正。

調布市立調和小学校 PTA 組織



《委員の仕事分担表》

	会 長	副 会 長	書 記	会 計	校 外	庶 務	学 級 委 員	◎担当者 △担当者を選出 (複数可)
役員会	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
運営委員会	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
役員選出委員会	△	◎					◎	
年間行事	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	1 行事につき1～ 2 名
P 連代議員総会	◎	◎						年に1 回
P 連理事会（対外行事）	◎							年に3 回
運営委員会（調整）		◎						
年間行事（当番とりまとめ）		◎						
広報委員会・特別委員会（窓口）		◎						
調布市健全育成推進調和地区委員会（窓 口）		◎						
調和 SHC 倶楽部（窓口）		◎						
児童館運営会議出席		◎						年に2 回
わんぱくおやじ倶楽部（窓口）		◎						
ココイケサポーターズ（窓口）	◎							
挨拶（入学式・卒業式など）	△	△						
記録の作成・報告			◎					
広報活動（校内向け）			◎					
書類の保管			◎					
会計事務の処理				◎				
資産の収支・管理				◎				
PTA 保険の窓口				◎				
せせらぎ会同窓会費の管理				◎				
校外パトロール					◎			
こどもの家（窓口）					◎			
安全マップの管理・更新					◎			
地域教育懇談会	◎	◎						
ベルマーク活動（窓口）						◎	△	
学級の仕事							◎	親睦会など
PTA 会費の集金	◎	◎		◎			△	
PTA サークル（窓口）		◎						
リサイクルボックス						◎		
ちょうわ地区協議会運営委員会	◎				◎			

《活動の手引き》

この〈活動の手引き〉は、規約と細則を補足説明するものです。実際に活動をするにあたっての留意点などが記されていますので、参考にしてください。

☆各役員の仕事内容

《会長》

- P 連へ理事として参加
- 対外的機関との窓口
- 配布物の点検
- 行事などのあいさつ
- P T A の運営統括
- ちょうわ地区協議会運営委員会出席
- 「ココイケサポーターズ」の窓口

《副会長》

- 役員会や運営委員会の日程等の調整
- 行事別当番のとりまとめ
- 役員選出委員会のとりまとめ
- 広報部や特別委員会の窓口
- 調和 SHC 倶楽部の窓口
- 調布市健全育成推進調和地区委員会の窓口
- PTA サークルの窓口
- 六中地域教育懇談会(六中・国領小・調和小の三校による懇談会など)に出席
- 「わんぱくおやじ倶楽部」の窓口

《書記》

- 総会や運営委員会の記録の作成と報告
- 校内向けの広報活動（ホームページ等のウェブ媒体管理を含む）
- 通信その他の書類を保管

《会計》

- 予算に基づく会計事務の処理
- 財産の収支・管理
- PTA 保険の窓口

《校外》

- ・ 校外パトロールの窓口
- ・ 「こどもの家」の窓口
- ・ 安全マップの管理・更新
- ・ 施設改善・環境整備要望書の対応
- ・ ちようわ地区協議会運営委員会出席

《庶務》

- ・ ベルマーク収集に関する窓口
- ・ リサイクルボックスの窓口
- ・ その他

☆会員

- 児童の入学と同時にその保護者はPTA 会員となりますので、入会申込書はありません。（ただし、申し出があった場合は例外も認めます。）

☆会計

- PTA 会費は、総会で本年度の予算が承認された後、集金します。
- PTA 会費は世帯の中で下の子どもの学年で、PTA 保険とともに支払います。
- 転入転出者についての清算は学期ごととしますが、その時期によっては減免の対象として役員会で考慮します。（細則③）
- 寄付金等の申し出があった場合には、受領するかしないかを役員会等で話し合い、あいまいなものにしないよう心がけましょう。

☆役員会

- 会長は、P 連の理事会や周年式典等の対外的行事に出席するほか、PTA 活動全体の窓口となります。
- 副会長は、会長の職務を代行することがあります。
- それぞれの役職の細かい内容については、引継ぎをきちんとしましょう。

☆学級委員

- 連絡網は学校から提供されません。各学級で作成する場合は会員の許可を得て作成するか、代替となる方法で対応してください。
- 学級委員の仕事は、保護者会において、運営委員会での話を伝えたり学級の意見をすいあげたりするのが基本となります。その活動を円滑にするために、茶話会などの親睦会を開きます。親子一緒のお楽しみ会・スポーツ大会等を計画してみてもいいでしょう。

- 各学級に PTA 会費より学級活動費が割り当てられます。

【各学級の人数に関係なく一律】

学級活動費は、各クラスで保護者会等の機会を利用し、相談の上使用しましょう。3 学期に学級に会計報告をしてください。会計報告は、会計に提出し、返金又は清算をお願いします。

- 学年委員会では、合同の親睦会を開く時や、学年に関わる問題が起きたとき等、学級委員同士で連絡を取り合いましょう。(特別に学年委員長は設けません。)
- 運営委員会は学級の意見を反映させる大事な会議ですので、出席するか代わりになる方法(議事資料を確認するなど)で必ず内容を把握しましょう。欠席する場合は他の委員に連絡し、議事資料の不明点などがないように情報共有を受けましょう。また、どうしても 1 人も出席できない場合は連絡事項を担当役員へ事前報告し、結果などの共有も受けて下さい。
- PTA 会費(PTA 保険料を含む)を 1 学期(5 月～6 月頃)に集金します。
- 転入転出者の清算は、会計に報告して学級委員が行います。
- 保険・慶弔費は、会計に連絡します。
- 役員選出委員は、その年度により運営委員会内で選びます。
(詳しくは【PTA のしおり】12 ページの選出委員の項を参照)
- 学級に配布するものは、副校長先生と担任の先生に見てもらってから印刷します。
会議室の印刷機と紙が使用できます。(【PTA のしおり】13 ページの会議室と学校施設の使用についての項を参照)副校長先生に一部提出します。
- 年度途中で欠員となった場合は、学級内で相談してなるべく代わりの人を出しましょう。

☆会計監査委員

- 会計監査は、年度末に、会計と連絡を取り合って行います。

☆総会

- 総会資料は、新旧役員が作成します。定期総会の資料には、PTA 保険の内容の説明も添付しましょう。
- PTA は会員一人一人のものです。総会には出来るだけ参加しましょう。
総会では会員はどなたでも発言することができます。

☆選出委員

- 次年度の会長・副会長候補を選出するにあたり、今年度役員・学級委員の中から選出委員を決めます。（細則⑨）
- 選出活動については、役員会、運営委員会、運営委員会だよりなどを使い、会員に経過報告をします。
- 会長・副会長候補者が運営委員会で承認されると選出委員は解散します。

☆PTA サークル

- 各サークルは、サークル運営マニュアルをもとに活動します。
- PTA サークルに加入できるのは、現 PTA 会員とします。ただし OB の加入人数は各サークル 5 名を目安とし、それ以上は三役への確認が必要です。また、指導的立場の場合に限り、現 PTA 会員・OB 以外の者の活動への参加を認めます。
- PTA サークル代表者は、サークル会員名簿を作成。年度初めに PTA サークル窓口担当の地域副会長に提出します。会員以外に関わる者の名前(人数)も記載してください。また、部員の増減があった場合はそのつど名簿の訂正をしてください。
- 各 PTA サークルより部長を 1 名ずつ選出し、PTA サークル部長会を構成します。
- 各 PTA サークル代表者は運営委員会に出席し、活動状況を報告します。
- 必要に応じて部長会を開きます。年度初めには顔合わせと運営方法の確認、年度末には活動報告をまとめ、地域副会長が総会にて報告します。
- 年に一度以上、地域副会長が主体となり PTA サークル会員募集の案内を発行します。

☆サークル運営マニュアルとは

- 各サークル部長、役員が持つ。また、会議室に 1 部保存とし会員の閲覧を可能とします。
- マニュアルの中には、上記のほか、部長がすべきことを明記します。
- 現役より OB の人数が多くならないように注意してください。

☆行事別当番のしくみ

- PTA 活動の一つとして、会員は行事のお手伝いへ積極的に希望をだしてください。ただし、行事の廃止や縮小に伴い会員全員への割り当てが出来ない場合があります。
- 会員のお手伝い参加は任意としますが、希望者が少なく行事の運営が出来ないと判断された場合は、行事自体の開催を中止する場合があります。ご理解ください。
- 当年度子ども会の世話人・健全委員をしている会員の行事当番は任意とします。
- 役員会にて手伝う行事(学校・PTA・地域各主催のもの)を決め、それぞれの行事で担当を決めます。
- 4 月 ～ 5 月に、全会員(家庭数)に行事の内容と日程について案内し、手伝う行事の希望をとります。
- 副会長で、行事別の人数調整を行い、行事別当番一覧表を作り、全会員に配布します。
- 担当役員・学級委員は、行事が近づいたら、当番になっている人に詳しい内容のお知らせを配ります。
- 当番になっている人で、どうしても都合が悪くなった場合は、可能な範囲で代替わりの人を探し、必ず役員または学級委員に連絡しましょう。
- 行事当日、担当は出席をとり、事故のないよう十分配慮しましょう。

☆会議室と学校施設の使用について

- 会議室はどなたでも使用できますが、以下の使用方法を守ってください。
室内のカレンダーに名前・時間を記入し、予約を取ります。
印刷するときは、印刷機のノートに枚数等を記入してください。
印刷は PTA 関係のものに限り、PTA の紙を使用します。
- 学校施設(校庭・アリーナ・教室など)を借りたいときは、副会長に連絡し、副校長先生の許可を得ます。(SHC への連絡等)
- どこを使ったときも、使用後はきれいに後片付けをし、ゴミは必ず各自持ち帰りましょう。
- 上覆きは各自用意してください。

- 車での来校はご遠慮ください。
- 学校施設では、全て禁煙です。
- 土・日、夕方以降の使用は、ホワイトボード下にある用紙に必要事項を記入して、プールの受付に提出し、出入りは地域開放玄関よりお願いします。

*****P 連について*****

「P 連」とは、「調布市立公立学校 PTA 連合会」の略称です。
その目的は、小中学校に必要な諸問題を調査研究し、学校教育に寄与するとともに健全な教育世論を喚起して小中学校の振興をはかると会則にあります。
具体的には、理事会を開いて共通の問題を話し合ったり、研修会・教育懇談会等の活動を行っています。

*****調布市健全育成推進調和地区委員会について*****

この会は地域における青少年(18 才未満の者)の健全育成事業を推進するもので環境浄化と非行防止対策の中心的な担い手として活動するものです。
委員は小学校区単位に地域住民や、青少年団体(子ども会等)、PTA 学校関係者などで構成されています。

*****PTA 概念*****

I 発足

昭和 22 年 3 月 5 日文部省社会教育局が「父母と教師の会」を発足

II 主旨と目的

子ども達が正しく健やかに育っていくのには家庭と学校と社会とがその教育の責任を分け合い、力を合わせて子ども達の幸福のために努力していくことが大切である。

子ども達のために尽くすのは先ず子どもの生活や気持ちや性質を十分に理解することが必要である。それから子ども達が学校でどんな教育を受けているか、学校の外でどんな日常生活を送っているかは、つまり子ども達が生活している環境を知らねばならない。

子ども達の教育が十分に実を結ぶためには、家庭、学校、社会それぞれの場所がお互いに十分に連絡し、子ども達に与える影響を考えあって補い合うことが何よりも必要である。

そして子ども達にいろいろ要求するのみでなく子ども達の幸福のためにどうすれば一番よいかを真剣に考えてその実現に努力していくことが大切である。

***** 教育基本法（抜粋）*****

施行 平成 18 年 12 月 22 日

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一条(教育の目的)

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第二条(教育の目標)

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

第三条(生涯学習の理念)

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

第四条(教育の機会均等)

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第五条(義務教育)

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

第六条(学校教育)

法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

第十条(家庭教育)

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第十二条(社会教育)

個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

第十三条(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

第十四条(政治教育)

良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第十五条(宗教教育)

宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第十六条(教育行政)

教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行わなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

第十八条

この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

*****おわりに*****

このしおりは、PTA 活動について確認し、また理解を深めていただきたく作成しました。

PTA 活動は、役員や学級委員だけではなく、会員一人一人に支えられて初めて成り立つものなのです。会員相互が思いやりの心を持ち、できることから始めましょう。

在籍中に、PTA 活動に積極的に参加していただけたらと願います。

令和 7 年 3 月発行